

社会福祉法人 立石会

みどり園八橋出張所利用のご案内

【施設案内】

社会福祉法人立石会では、元気に安心して暮らせる地域づくりの実現のため、社会福祉事業のほか、地域活動、ボランティア活動、地域での仲間づくりのためのサークル活動や交流の場として会議室等の貸し出しを行っています。

名称：社会福祉法人立石会 みどり園八橋出張所(平成 30 年 4 月 1 日開設)
住所：東伯郡琴浦町八橋 1391 番地 1
建物構造：鉄骨造 2 階建
延床面積：602.18 m²
実施事業：デイサービス事業
 介護予防事業（ちょこっとリハビリ）
連絡先：電話（0858-52-2411）
 FAX（0858-52-1277）



【利用可能な施設等】

- 会議室①（1階 38.4 m²）1室（フローリング床、冷暖房完備）
- 会議室②（2階 38.4 m²）1室（フローリング床、冷暖房完備）
- 会議室③（2階 24.4 m²）1室（フローリング床）

○その他の設備

- トイレ（各階に男女各1か所）
- 給湯室（各階に1か所）

○その他の器具・備品

- テレビ・レコーダー 各1台
- プロジェクター 1台
- スクリーン 1台
- マイク設備 1台
- ホワイトボード 1台
- 車椅子、老人車 数台



会議室①（1階）



会議室②（2階）



会議室③（2階）



玄関

【利用時間】

月～土曜日 午前9時 ～ 午後8時まで

日曜・祝日 午前9時 ～ 午後8時まで

*休館日 年末年始

*鍵の受け渡しは利用開始の30分前から受付。返却は午後9時までをお願いします。

【利用料金】

琴浦町内の自治会、住民や各団体等の利用については無料となります。それ以外の方については利用料がかかります。利用料以外に冷暖房設備を利用される場合には別途冷暖房使用料をいただきます。

利用料：1室1回当たり500円（町内の住民や各団体等は無料）

冷暖房使用料 1時間当たり100円

【利用方法】

原則として事前登録（原則一週間前の平日までに）が必要となります。指定の申込書にて利用許可を受けてください。

*営利活動や政治的行為、宗教行為についてはご利用できません。

詳しくは、社会福祉法人立石会・お電話（0858-53-2820）まで直接お問い合わせ下さい。



【注意事項】

1. 鍵の受け渡しについて

・鍵は利用開始時間の30分前からお渡しします。返却は午後9時までをお願いします。鍵の返却前には戸締り、施錠をお願いします。

〈鍵の受け渡し、返却場所〉

平日、祝日（日曜日以外） 午前8時30分～午後5時 → 八橋出張所

午後5時～午後9時 → 特養みどり園(八橋1937)

日曜日 午前8時30分～午後9時 → 特養みどり園

2. 設営及び撤去について

- 使用上の設営や撤去は利用者をお願いしています。
- 利用時間には設営や撤去に要する時間も含まれます。事前予約の際はご注意ください。
- 備品等の貸し出しや取扱説明については、必ず事前に申し出て下さい。当日では対応できない場合があります。
- 机や椅子などのレイアウトを変更した場合は、元の配置に戻して下さい。

3. 利用後の清掃について

- 利用後の清掃は利用者をお願いしています。必ずモップで清掃して下さい。
- 利用時に出たゴミ等はお持ち帰り下さい。
- 鍵の受け渡し時に確認表をお渡ししますので、利用終了後は確認表をご記入の上、返却して下さい。

4. 禁止行為

- 館内は土足禁止となっています。上靴、スリッパへ履き替えて下さい。
- 壁や柱などにテープや画びょうを使用しないで下さい。
- 館内は禁煙です。飲酒もご遠慮下さい。
- 無断で器具・備品等の移動や使用はできません。
- 以下のいずれかに該当する時は、利用をお断りさせて頂く場合があります。
 - * 福祉事業以外の物品販売等、営利を目的とした利用。
 - * 宗教団体の祭事等、宗教行事や布教活動、入会・寄付勧誘のための活動。
 - * 政治団体の入会・寄付勧誘のための活動。

5. その他

- 駐車場には限りがあります。できるだけ乗り合わせるなどのご協力をお願いします。駐車場の予約はありません。
- 館内の設備、器具备品は本来の用法にしたがってご使用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
- 上記の他、ご不明な点がありましたらお問い合わせ下さい。

社会福祉法人 立石会 電話：0858-53-2820



稟議	理事長	常務	施設長	課長	合議	担当

【第1様式】

社会福祉法人立石会みどり園八橋出張所利用申込書

社会福祉法人立石会 へ

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 印
(団体名)
電話

社会福祉法人立石会みどり園八橋出張所を利用したいので、申請いたします。

団体名					
利用責任者 (連絡担当者)	氏名： 住所： 連絡先：				
利用目的				利用料の有無 <input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無	
利用内容					
利用日時	令和	年	月	日	曜日
	時	分	～	時	分まで
	利用人数 人				
利用施設					
使用設備				冷暖房使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【第2様式】

社会福祉法人立石会みどり園八橋出張所利用確認表

社会福祉法人 立石会

○チェック事項（□印にチェックしてください）

利用日時	利用施設	利用人数	団体名
令和 年 月 日 曜日 時 分 から 時 分 まで	□会議室① □会議室② □会議室③ □その他	人	
			責任者

- 利用後の清掃をした
- 戸締り、施錠を確認した
- 照明、機材の電源は切った
- 使用した備品は元に戻した
- ゴミは持ち帰り了吗か？
- 忘れ物はありませんか？

○その他、お気づきの点やご意見などあればご記入ください。

ご協力ありがとうございました

施設記入欄

■点検結果

点検者：

社会福祉法人立石会 みどり園八橋出張所管理要綱

(総則)

第1条 この要綱は、元気に安心して暮らせる地域づくりの実現のため、町民の健康増進及び地域福祉活動を推進し、社会福祉の向上に寄与することを目的として、社会福祉法人立石会（以下「本会」という。）の管理しているみどり園通所介護事業所八橋出張所の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この事業所の名称は、みどり園八橋出張所（以下「出張所」という。）とする。

(使用の許可)

第3条 出張所の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用申込書を本会理事長に提出し、使用許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 出張所の使用料については以下のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は団体については無料とする。
- (2) (1) 以外の個人又は団体については、一回の使用につき500円とする。
- (3) 上記使用料のほか、設備に使用については別途定める。
- (4) 本会理事長が特に認めた場合は、使用料を減額又は免除することができる。

(使用の不許可)

第5条 本会理事長は、次の各号に該当するときは、使用を禁ずることができる。

- (1) 営利活動や政治的行為、宗教活動のための使用。
- (2) 他人に危害を及ぼし又は、公序良俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 危険物又は、他人に迷惑になる物品を携行し、出張所等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上不適当と認められるとき。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可の順位は申込順によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、本会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。